

新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設置要綱

(目的)

第1条 災害時における避難所等の要配慮者への福祉的支援について協議するとともに、災害時に福祉専門職等が連携し、福祉支援及び支援調整を円滑に行うため、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(以下「ネットワーク協議会」という。)を設置し、その運営に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他避難所等において特に配慮を要する者

(2) 福祉支援

避難生活において、福祉ニーズを的確に把握するとともに、可能な限りそのニーズに対応し、生活機能の維持を支援すること

(3) 新潟県災害派遣福祉チーム

福祉専門職員等により構成され、災害発生時に避難所等において要配慮者を支援するチーム(以下「新潟県DWAT」という。)

(4) チーム員

チームを構成する者

(事業)

第3条 ネットワーク協議会は、次に掲げる事項について活動を行う。なお、詳細は別表2、3に掲げる。

(1) 災害時における福祉支援の仕組みづくりに関すること

(2) 災害時におけるチーム員の派遣及び調整に関すること

(3) チーム員の登録及び研修・訓練に関すること

(4) 関係機関・団体等との連絡・情報共有に関すること

(5) 受援体制に関すること

(6) 新潟県DWATに関する周知・啓発に関すること

(7) その他避難所等における福祉支援活動に必要な事項に関すること

(構成)

第4条 ネットワーク協議会は、別表1に掲げる団体等(以下「構成団体」という。)で構成する。

2 ネットワーク協議会に会長を置き、新潟県福祉保健部福祉保健総務課長をもって充てる。

3 会長はネットワーク協議会の会務を総理する。

(会議)

第5条 ネットワーク協議会会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が認めるときは、構成団体以外の者に協議会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 ネットワーク協議会の事務を処理するため、事務局を新潟県福祉保健部福祉保健総務課（以下「新潟県」という。）に置く。なお、別表2及び3に掲げる活動の一部を構成団体等に委託することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則 この要綱は、令和7年4月18日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表1

構成団体	団体名
一般社団法人新潟県老人福祉施設協議会	
新潟県身体障害者施設協議会	
新潟県知的障害者福祉協会	
新潟県精神障害者社会福祉施設協議会	
新潟県救護施設協議会	
新潟県社会福祉法人経営者協議会	
新潟県社会就労センター連絡協議会	
公益社団法人新潟県社会福祉士会	
公益社団法人新潟県介護福祉士会	
一般社団法人新潟県介護支援専門員協会	
新潟県精神保健福祉士協会	
新潟県医療ソーシャルワーカー協会	
新潟県リハビリテーション専門職協議会	
社会福祉法人新潟県社会福祉協議会	
新潟県（福祉保健部福祉保健総務課）	

別表2 平時の活動

新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県災害派遣福祉チーム（以下「新潟県DWAT」という。）のチーム組成の方法及び活動内容 ・チームの派遣決定及び情報収集の方法 ・災害時における構成員の役割分担 ・災害時における本部体制の構築 ・費用負担 ・保健医療関係者との連携 ・チーム員の募集 ・チーム員に対する研修・訓練 ・チーム員の登録、名簿管理 ・資器材の調達・管理 ・受援体制 ・チーム活動に関する周知・広報・啓発 ・関係機関・団体との連携体制の構築 ・その他DWATの派遣に必要な事項 ・災害時における地域の福祉支援体制に関し、必要な事項
構成団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク協議会の活動への協力、連携 ・当該団体における協力、連携体制の構築

別表3 災害発生時の活動

新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集・共有 ・被災市町村等の関係機関との連絡調整 ・構成団体との連絡調整等 ・ネットワーク協議会会議の開催 ・本部の設置 ・現地視察 ・チームの派遣の要否の判断、派遣等の指示・要請 ・活動計画の策定、派遣終了の決定 ・チームの派遣調整及びチームの編成 ・チームの派遣手続き（交通手段・宿泊先の確保、デジタル機器の調達、保険の加入） ・後方支援 ・派遣に係る費用の精算 ・費用に係る調整 ・府内調整（災害対策本部、保健医療福祉調整本部） ・活動終了後の振返り ・その他、チームの派遣に関して必要な事項
構成団体	<ul style="list-style-type: none"> ・チーム派遣に係る当該団体の構成員の調整 ・必要に応じたチーム派遣に係る調整